

## 平成 26 年度第 1 回臨時評議員会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所  
平成 27 年 3 月 30 日（月）  
午後 3 時 30 分～午後 4 時 26 分  
調布市国領町 3 丁目 8 番地 1  
調布市国領高齢者在宅サービスセンター 活動室 2
- 2 評議員の現在数 8 名
- 3 定足数 5 名
- 4 出席評議員数 7 名
- 5 報告事項  
報告第 1 号 平成 27 年度事業計画について  
報告第 2 号 平成 27 年度収支予算について

## 6 議事の経過及びその結果

### (1) 会議成立の報告

冒頭で事務局次長が定員数の充足を確認し、会議が有効であるとの報告があった。

### (2) 議長の選任

定款第 18 条第 3 項の規定により、出席した評議員の中から選出するが、平成 26 年度臨時評議員会において、平成 26 年度の評議員会議長を選出いただいている。

### (3) 議事録署名人の選任

定款に基づき、出席した評議員の中から選任することを説明し、議事の審議に移った。

### (4) 報告事項

#### ア 報告第 1 号 平成 27 年度事業計画について

事務局より次のように報告があった。

#### 『現状と課題』

#### 『公社を取り巻く社会状況』

「国は急速な高齢化に備え、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、自分らしい暮らしを、住み慣れた地域で、最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が、包括的に確保される地域包括ケアシステムを推進している。調布市では、国の動きを受け、誰もが安心して生き生きと暮らすために、地域包括ケアの実現に向けて、第 6 期調布市高齢者総合計画を策定した。平成 27 年 4 月からの介護保険制度改正では、地域包括ケアシステムの構築のほか、持続可能な社会保障制度の確立、効率的かつ質の高い介護・医療提供体制の構築を本格化させるとしている。また、日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して暮らし続けられるように、ボランティアや NPO など、多様な主体が、多様な生活支援サービスを充実・強化する取組が進められている。今後増加する認知症高齢者の在宅生活を支えるためにも、地域での取組が早期に始まることが期待されている。平成 29 年 4 月までに、予防給付の一部を市区町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行を開始することとしている。調布市では、介護保険事業者によるサービス整備や、住民主体によるサービスの充実等の受け皿を確保する準備期間を設け、平成 28 年度中に総合事業への移行

を開始する予定である。」

## 『公社の現状と課題』

アからエの4点である。

「ア、公益法人としての事業の展望」

「公社では、「循環型システムの推進」「総合的・一体的なサービス提供」「公社の持つネットワークを基盤とした事業の展開」の3点を中心に、中期計画に基づき事業を推進している。平成26年度には、「通所介護サービス提供における支援困難事例について」、支援者の対応方法や通所介護事業の質の向上に向けた調査を、調布市と共同で実施した。」

「イ、介護保険制度改正への対応」

「介護保険制度改正への対応については、平成26年度に公社内に設置したプロジェクトチームにおいて、介護保険制度に関する情報の収集を行い、その情報を共有しながら、各事業がどのような影響を受けるのかを検討した。このことにより新たな担い手となるボランティアの育成や発掘に、これまで以上に取り組む必要があることを確認した。引き続き、新しい事業展開も含め、必要な対策を検討していく必要がある。また、新たな担い手となる市民にも、どのような影響があるのかを的確に把握し、それぞれの方に制度改正について広くわかりやすく説明していく必要がある。」

「ウ、地域における支え合いの仕組みづくりの取組」

「平成27年度からの介護保険制度改正においては、地域の「互助」による助け合いを、「地域包括ケアシステムを実現するための仕組み」と捉えており、インフォーマルな住民参加の活動が、これまで以上に重要になる。また、可能な限り住み慣れた地域で在宅生活を継続するため、日常的な生活支援を含めた、生活支援サービスの充実・強化が求められている。このことから、市区町村が行う地域支援事業の一つに、「生活支援コーディネーター及び協議体」の設置が位置づけられた。今後は、これまで公社が住民と協働で取り組んできた住民参加型在宅福祉サービスの実践や、ネットワークを基盤とし、住民主体の地域における支え合いの更なる発展に向けて、調布市と連携して取り組んでいく必要がある。」

「エ、認知症を中心とした家族介護者支援」

「在宅介護において、家族介護者への支援は欠かすことができない。公社では、これまで、相談、啓発、情報提供など、さまざまな方法で家族介護者の支援に取り組んできた。平成26年7月からは、介護者の交流と相談の場であり、当事者の居場所となる「だれでもカフェ」を開催している。今後は、若年性認知症を含めた家族介護者へのさらなる支援、充実が求められている。」

「こうした現状と課題における認識のもと、取組方針として掲げた5点に基づき、平成27年度は、次の4点を重点事業とし、これを中心に事業を推進していく。

1点目は、介護保険制度改正への対応である。

平成26年度に、介護保険制度への対応について、公社内に設置したプロジェクトチームで検討した中で明らかになったサービスへの影響や変更事項について、利用者が不安なくサービスが受けられるよう、丁寧な説明と支援をするとともに、広報を通じて、介護保険制度改正の情報を発信していく。また、訪問介護や通所介護における介護予

防において、新たに実施される緩和した基準のサービスや住民主体による支援を、公社がどのように提供していくかについては、引き続き検討を進める。

2点目は、地域における支え合いの仕組みづくりの取組である。

公社は、これまで実践してきた住民参加型の事業で、市民との協働で培った知見や実績を生かし、新たに生活支援コーディネーターを配置し、地域における支え合いのさらなる発展と、生活支援サービスの充実、高齢者等の社会参加の促進に、調布市と協議しながら取り組んでいく。また、福祉の地域づくりに向けて、広報などによる情報発信、公開研修の実施、市民の勉強会や介護事業者の研修会への講師派遣など、さまざまな機会と方法で啓発活動を行い、地域の人材育成に取り組む。特に、地域の支え合いの担い手となる市民の方々の育成については、地域の団体や関係機関と連携協力して取り組む。さらに、28年度中に開始予定の総合事業に備え、公社住民参加型事業の柱である協力会員については、研修体系を再構築する。加えて、平成27年度から整備される調布市の福祉人材育成拠点へ運営委員として協力していく。また、食事サービス事業では、引き続き食事サービス連絡会を実施して、市内の配食サービス事業者と高齢者配食の課題と対応策を共有し、この事業を通じた地域づくりを進める。

3点目は、認知症を中心とした家族介護者支援の取組である。

平成26年度にモデル事業として実施した「だれでもカフェ」を、今年度は通年開催し、認知症当事者や家族等が集い、交流する場の提供をするとともに、コミュニティカフェの開設に対する支援を通じて、介護者が交流できる場と、当事者の居場所の充実を図る。このほか、高齢者等のコミュニティカフェや介護者を支える団体とのネットワークを構築し、地域の課題やニーズに取り組むことができるよう体制づくりを進める。また、新たに地域包括支援センターゆうあいに、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の当事者と家族への支援に向けて、医療と介護の連携や相談支援を充実させていく。

4点目は、公社の将来ビジョンの検討・運営体制の整備である。

少子高齢化の進展に伴い、家族や地域社会は大きく変容し、これに対応するために介護保険制度など社会保障制度の変革が進められている。こうした社会環境の変化に対応し、公社が今後どのように運営していくべきか、また、どのような役割を担っていくのか、長期的な視野に立った将来ビジョンを、外部の有識者を交え検討する。」

## 『個別事項』

### 『調布市地域包括支援センターゆうあい事業について』

「高齢者とそのご家族の総合相談窓口機能の認知度向上、認知症の本人、ご家族等を支援する体制の強化、地域で心配な高齢者の早期発見に向けたネットワーク機能の強化等、地域や関係機関との連携を強化し、ネットワークを生かして取り組んでいく。認知症総合支援事業として、新たに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方を支援するため、関係機関との連携体制の構築・コーディネートを図る。加えて、地域の在宅医療と介護サービスの資源の把握や整理を行い、在宅医療・介護連携に関する相談の充実・強化に努める。引き続き、地域包括ケアシステムの中核を担う機関として、各事業に取り組むとともに、高齢者個人に対する支援の充実と、その支援を支える地域を、市民、行政、介護保険事業者とともに構築していく。」

### 『生活支援体制整備事業について』

「平成 27 年度の介護保険制度改正では、日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続できるよう、生活支援サービスの充実・強化を図っていくことが示されている。このたびの制度改正では、地域の「互助」による助け合いを、「地域包括ケアシステムを実現するための仕組み」として位置づけており、インフォーマルな住民参加の活動が、これまで以上に重要になると考えている。調布市においては、「第 6 期調布高齢者総合計画」期間中に、生活支援体制整備事業として「生活支援コーディネーター及び協議体」を設置し、地域で高齢者を支える仕組みづくりに取り組むこととされている。公社は、平成 27 年度から調布市が行う「生活支援体制整備事業」の受託を予定している。これまで実施してきた住民参加型の事業、市民との協働の中で培った知見や実績を生かし、「地域における支え合いのさらなる発展」と「生活支援サービスの充実、高齢者等の社会参加の促進」に、調布市、関係機関と連携しながら取り組んでいく。」

### 『人材育成事業について』

「公社の理念である「市民相互の助け合い」と「自立支援のための質の高いサービスの提供を通じたあたたかい地域づくり」を推進するため、市民、協力会員、実習生、専門職など、広くに「学びの場」を提供し、介護や地域福祉の担い手となる人材育成を行っていく。このたびの介護保険制度改正においては、住民を主体とした地域の人材を活用していくことが重要とされており、支え合いの担い手となる市民・協力会員の育成に向けて研修体系を充実する。また、平成 10 年から実施してきた、ホームヘルパー2 級養成研修、介護職員初任者研修並びに、これに付随するホームヘルパーフォローアップ研修事業においては、平成 27 年度に設置が予定される調布市の福祉人材育成拠点へ事業を移管することになり、平成 26 年度をもって終了となる。今後においても、専門職の講師派遣などを通じて、福祉人材育成拠点とも連携・協力しながら、調布市全体としての介護・福祉人材の育成に取り組んでいく。」

### 『調査研究開発事業について』

「介護保険制度の改正や社会情勢が大きく変化する中、公社は、在宅サービスを総合的に実践していることから、行政や地域のさまざまな団体や活動と連携し、地域福祉サービスの発展につなげていく事業を行う。「高齢者の孤立予防への取組」については、地域で援助者が支援を行う上で課題となる「セルフネグレクト」の事例への適切な支援内容を検討し、高齢者の孤立予防に努めていく。「総合事業への取組」については、調布市において、平成 28 年度内に実施が予定されている「総合事業」について、公社が実施している訪問型サービスと通所型サービスを生かし、新たなサービスの創設を検討していく。「支援困難事例の調査」については、公社は、平成 26 年度に調布市と協働で、市内の通所サービスにおける利用者の状況について、実態や対応方法を把握する調査を行った。平成 27 年度は、この調査から浮かび上がる課題や支援のあり方を検証し、その結果を、調査対象事業所等と共有し、対応力の向上に役立てていく。」

評議員より、「生活支援コーディネーターは、生活圏域に一人ずつですか。どのようなスキルを持った専門職の方をこの職に持ってくるのか」との質問があった。「今回は、第一層という市町村区域、調布市内に 1 名の配置で、公社が受託予定になっているので、

現在のところ、地域づくりがメインのお仕事で、資源開発やネットワーク構築というのが目的となるので、社会福祉士の専門資格を所持している職員を予定している」との答弁があった。

評議員より、「介護保険の改正に向けてさまざまな取組をされているが、27年度は、主に検討が中心のようである。28年度から総合事業に取り組んでいくということで、ゆうあい福祉公社はホームヘルプサービスを特に充実して20年ぐらいやっている、それに関連して介護保険の改正があったので、今年度中に新たな展開があるのか」との質問があった。「今回の制度改正では、ボランティアさんに依存する部分がかかなり大きく出ている。公社は、それをもう既に20年ぐらい前からやってきている。公社が今まで育ててきたところをベースにして、さらに今回求められるボランティアさんの活躍の場など、今まで介護保険制度の中でやってきたものが移行してくるので、そうしたものへの対応などについて、これから考えていくことになろうと思う。ただ、調布市でも、28年度中にはスタートさせるということなので、公社としても、こういった取組ができるのかを、これから具体的に考えていく段階になると思う」との答弁があった。

評議員より、「5ページ、(4)公社の将来ビジョンの検討・運営体制の整備のところ、介護保険制度も大きく変わるし、取り組まなければいけないことはたくさんあり、大きな変わり目となるかと思うが、公益認定を取得したときの理念というものをしっかり基礎に置きながら、検証しつつ、10年後、20年後を考え始めなければいけないと思う。2025年は大きなターニングポイントになっているが、今65歳の人たちが75、そして今75の人たちが85というふうに、高齢者も非常に長いスパンの期間となるので、そのところを各々の層に手厚く、ゆうあい福祉公社が培ってきたものをどうサービス展開していくのかといった視点を持ちながら、ぜひ、将来に向けて検討を始めていただきたい。検討を始めるに当たっては、委員会等も立ち上げるかと思うが、市のほうともよく連携、情報共有しながら、ある程度期間を区切って進めていただければありがたい」との意見があった。「今後、公社がどのように変革していくかという点については、大きな問題になる。当然、今回の制度改正の部分も含めて、今まで公社が実施してきた事業が、在支のころからの名残を残しながら、そうした展開をしてきている。今後、そのあたりが大きくどのように変わっていくのか、ニーズとしてどういう展開が必要になってくるか、検討が必要である。いずれにしても、28年度中には、介護保険制度の部分ではスタートするので、そうしたものをにらみながら、市と協議しながら進めていきたい」との答弁があった。

以上の報告に関し、了承された。

## イ 報告第2号 平成27年度収支予算について

事務局より次のように報告があった。

### 『事業別予算』

「5ページ、小科目別に集計した収支予算書である。概要にあるとおり、平成27年度の予算総額は収入、支出ともに6億1,710万円、対前年度比較で1,262万6,000円、約2%の増額となっている。この主な要因としては、受託事業の増加によるものである。

収入の主な増減について。3事業収入については、2介護保険事業収入において介護保

険制度改正に伴い、介護報酬がマイナス 4.48%と大幅な減額改定となったため 413 万 5,000 円を、6 障害者訪問介護事業収入で 233 万 9,000 円を減額した。7 受託事業収入では新規に受託を予定されている事業を中心に 1,404 万 2,000 円を増額した。その主な内訳としては、生活支援体制整備事業にかかわる生活支援コーディネーターの配置等に対する受託費として 600 万円、地域包括支援センター事業で、認知症総合支援事業及び在宅医療・介護連携推進事業を含めた受託費として 506 万円、また、在宅サービスセンター受託事業で、祝日開所を含めた受託費として 343 万円を計上し、増額となったものである。4 補助金等収入では、707 万 8,000 円を増額した。その主な内訳としては、障害者雇用促進法の改正に伴い、障害者の雇用が義務づけられたことから、この雇用にかかる人件費として約 250 万円、職員の給与改定に伴う人件費として約 200 万円、職員の補充等に要する人件費として約 450 万円を増額したこと、また、介護職員初任者事業の業務移管により 200 万円を減額したことによるものである。下段の 5 負担金収入についても、介護職員初任者事業の業務移管により 258 万 6,000 円を減額した。

支出について。1 高齢者・障害者等支援事業については、571 万円を増額した。この主な要因としては、2 段目の 2 食事サービス事業費では、食材費及び協力会員活動費を実績に合わせ 353 万 1,000 円減額し、5 居宅介護支援事業費で人事異動に合わせて人件費を 135 万 5,000 円減額した。また、6 地域包括支援センター受託事業費では、認知症総合支援事業及び在宅医療・介護連携推進事業に係る認知症地域支援推進員の配置を含め 514 万 3,000 円を増額し、10 在宅サービスセンター受託事業費では、予定されている祝日開所に伴う人的配置を含め 258 万 5,000 円を増額し、14 障害者訪問介護事業費では、人事異動に伴う配置に変更するため 176 万 4,000 円を減額した。また、15 生活支援体制整備事業費では、新規の受託事業として予定されている生活支援コーディネーターの配置及び介護予防・生活支援総合事業の体制整備に向けた協議体の設置等に要する経費として 600 万円を増加したことによるものである。2 普及啓発・人材育成・調査研究事業では 178 万 2,000 円を減額している。この主な要因は、2 人材育成事業費の 1 介護職員初任者事業費及び 2 ヘルパーフォローアップ研修事業費が事業移管により減額したことによるものである。3 管理費については、1 管理費人件費において障害者の雇用や退職補充等により 893 万 9,000 円を増額した。

8 ページ以降は、収支予算書（節科目集計）で各事業の科目別の予算である。」

### 『収支予算書（正味財産増減予算書）』

「各事業の収支予算をもとに、公社の正味財産の増減をあらわした予算書である。

(1) 経常収益については、先ほど収支予算でご説明した、収入の予算額 6 億 1,710 万円から、収支予算で重複計上している食事サービスにかかる利用料収入 818 万 8,000 円を内部取引として消去し、2 ページ上段にあります経常収益計のとおり、6 億 891 万 2,000 円となった。この内部取引の消去については、収支予算では事業単位ごとにその収支を計上することとなっている。このことから、デイサービス事業の利用者に提供している昼食にかかる収入と、昼食をつくる食事サービス事業の収入とで、それぞれ計上することとなり、公社全体で収入を見ると重複することとなる。一方、正味財産増減予算では、公社全体での収益及び費用を計上することとなっていることから、この差を内部取引として消去するものである。

(2) の経常費用については、先ほど収支予算でご説明した、支出の予算額 6 億 1,710 万円から、収入と同様に収支予算で重複計上している食事サービスにかかる経費として 818 万 8,000 円を内部取引として消去し、1 の事業費の中段にある減価償却費 58 万 2,000 円と、2 の管理費にある減価償却費 190 万 9,000 円を増額して、3 ページ上段にある経常費用計のとおり、6 億 1,140 万 3,000 円となった。なお、当期経常増減額のマイナス 249 万 1,000 円は減価償却費分となる。

この結果、一般正味財産期末残高は 8,001 万 5,709 円となり、これに指定正味財産期末残高を加えて、平成 27 年度の正味財産期末残高は 3 億 8,001 万 5,709 円となる見込みである。」

評議員より、「介護保険の改正に関連して、介護職員の待遇改善が実施されるようになると思うが、これは、給料、管理費の 893 万 9,000 円増額という中に含まれるのか」との質問があった。「介護職員の処遇改善ということで、介護保険事業の中で賃金等を組んでいるので、その経費については、各介護保険事業の中で組んでいる」との答弁があった。

評議員より、「今回、初めて、障害者雇用をするということだが、業務内容など、何かご予定があるのか」との質問があった。「障害者雇用について、ハローワークや厚労省のほうで実施している研修などへ行き、どのような雇用形態が、実態としてされているのか、雇用するに当たって注意しなければならない点、配慮しなければならない点等、情報収集をしている最中である。5 月ごろまでには何とか形として出していこうと思っている。公社の事務室はかなり手狭なので、どこの職場でもというわけにはいかず、その辺、具体的に今後検討していきたい。規則改正等が必要であれば、それにも対応していかなければならない」との答弁があった。

以上の報告に関し、了承された。

## (5) その他の事項

### ア 平成 27 年度第 1 回臨時評議員会（書面）について

事務局より次のように説明があった。

「3 月 31 日をもって、常務理事である事務局長が定年により理事を辞任する。また、2 名の理事が辞任されており、3 名の理事が空席である。常務理事の後任の理事については、法律上、就任期間内に後任の選任ができないことから、4 月 1 日以降に選任する必要がある。したがって、本日の評議員会において選任することができないため、平成 27 年 4 月 1 日を決議日とする書面による評議員会により行うことになる。

平成 27 年度第 1 回臨時評議員会の提案書については、3 月 27 日付で評議員の皆様へ送付済みである。提案書に基づき、提出議案の説明をする。

議案第 1 号、評議員会を書面にて開催する件については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条の規定に基づく決議の省略にて行うことにご同意いただくために提案するものである。

議案第 2 号、役員を選任については、3 名の理事の辞任により、後任として、調布市の派遣職員の方を、調布市社会福祉委員の方を、調布市医師会より推薦をいただいている方を選任するために提案するものである。

議案第 3 号は、議案第 1 号及び議案第 2 号の決議については、以上の議案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる日は、平成 27 年 4 月 1 日、水曜日とするため提案するものである。

実際の決議については、送付させていただいた同意書にて行う。4 月 1 日までに事務局に提出をお願いする。」

以上の報告に関し、了承された。

以上で、本日の案件について全て終了した。